

## 令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人若桜町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年11月9日(火)
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・法人運営及び会計面について不適切な取扱いが見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。
- ・会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会を招集する場合は、評議員会の日 の1週間(中7日間)以上前までに各評議員 に対して通知を発しなければならないところ、 1週間(中7日間)以上前までに通知を 発していなかった。</p> <p>については、評議員会の日 の1週間(中7日間)以上前までに各 評議員に通知を発すること。 (法第45条の9第10項により準用 される一般法人法第181条及び第 182条)</p>	<p>評議員会の招集について、開 催の7日前以上前までに通知す る。</p>
2	<p>評議員会議事録について、議事録の作成に係 る職務を行った者の氏名が記載されてい なかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成につ いて、議事録の作成に係る職務を行 った者の氏名を記載すること。 (法第45条の11、規則第2条の15)</p>	<p>評議員会議事録について作成 を行った者の氏名を記載する。</p>
3	<p>令和3年6月15日開催の評議員会にお いて、役員を選任を当該評議員会の議 案とし決議していたが、令和3年5 月25日の理事会で事前に役員候補 者の案が決議されていなかった。</p> <p>については、評議員会の目的である事 項(役員候補者案)を理事会で決議 の上、招集通知の内容に基づいて評 議員会を運営すること。 (法第45条の9第10項により準用 される一般法人法第181条第1項 第3号及び第182条、規則第2 条の12)</p>	<p>今後の役員選任については、 理事会で候補者の案を決議し、 評議員会の議案とする。</p>
4	<p>評議員及び役員候補者について、各評 議員又は各役員と特殊の関係にない かの確認を行ったか書面で確認でき なかった。</p> <p>については、評議員及び役員候補者 をあらかじめ</p>	<p>評議員及び役員候補者に同意 を得た上で、候補者の名簿を提 示し特殊な関係にないか書面で 確認する。</p>

	<p>じめ各候補者に提示するなどして、各評議員又は各役員と特殊の関係にないかの確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	
5	<p>理事について、理事会を2回以上続けて欠席している者が見られた。</p> <p>ついでには、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p>(審査基準第3の1(3))</p>	<p>理事会の欠席がないよう日程調整を行う。</p>
6	<p>会長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、事務局が報告していた。</p> <p>ついでには、会長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないため、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第21条第5項)</p>	<p>毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、事務局ではなく会長による自己の職務執行状況を理事会に報告する。</p>
7	<p>障がい者福祉サービス事業拠点区分及び地域福祉センター管理運営事業拠点区分の貸借対照表に、介護サービス事業拠点区分に対する内部貸借取引の残高が精算されないまま資金諸口にマイナスとして計上されていた。</p> <p>ついでには、事業区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表において相殺消去し、拠点区分間における内部貸借取引の残高は、事業区分貸借対照表内訳表において相殺消去すること。</p> <p>なお、資金諸口は勘定科目として経理規程に規定されていないため、事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)などの適切な科目で計上すること。</p> <p>(運用上の取扱い4)</p>	<p>事業区部門における内部取引の残高は貸借対照表内訳表において相殺消去し、拠点区分間における内部貸借取引の残高は、事業区分貸借対照表内訳表において相殺消去する。</p> <p>また、事業区分間及び拠点区分間貸付金などの適切な科目で計上する。</p>
8	<p>計算書類の附属明細書について、次の不備があった。</p> <p>① 施設整備等補助金収入として介護サービス事業拠点区分及び障がい者福祉サービス拠点区分に計上されている金額が、補助金事業等収益明細書に記載されていなかった。</p> <p>② 施設整備寄附金収入として介護サービス</p>	<p>運用上の取扱いに基づいて附属明細書を作成し、計算書類との整合性を図る。</p>

	<p>事業拠点区分に計上されている金額は寄附金収益明細書に記載すべきところ、国庫補助金等特別積立金明細書に記載されていた。</p> <p>③ 障がい者福祉サービス拠点区分の就労支援事業別事業活動明細書、就労支援事業製造原価明細書、就労支援事業販売費明細書について、〇〇作業、△△作業等作業ごとに記載すべきところ、事業所名称が記載されていた。また、就労支援事業製造原価明細書に原材料の期末材料棚卸高が期末仕掛品棚卸高として計上されていた。</p> <p>については、附属明細書の作成について、運用上の取扱いに基づき作成し、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い 26 別紙 3 (②、③、⑮、⑯、⑰)、留意事項 9, 10)</p>	
9	<p>社会福祉事業（障がい福祉サービス事業拠点区分）から公益事業（地域福祉センター管理運営事業拠点区分）への事業区分間貸付金及び障がい福祉サービス事業拠点区分から地域福祉事業拠点区分（法人運営事業）への拠点区分間貸付金が年度内に補てんされていなかった。</p> <p>自立支援給付費を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは差し支えないが、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんすること。</p> <p>(障発第 1018003 号第 2 の 3 (2))</p>	<p>現在、委託料、補助金について 4 半期に分けて支払われているが、4 期目は 4 月に入ってからからの支払いとなっているため他の拠点区分から借入している。このため委託料、補助金の年度内での支払いについて行政と協議する。</p>